七十五　地方大学・地域産業創生交付金に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
七十六　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(2) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(3) 地震対策に要する経費が多額であること。
(4) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(5) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(6) 出稼者対策に要する経費が多額であること。
(7) へき地における医師確保のための経費が多額であること。
(8) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(9) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(10) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(11) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(12) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(13) ダム対策に要する経費が多額であること。
(14) 緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
(15) 災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
(16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
(17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19) ため池があるため、特別の財政需要があること。
(20) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
(21) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
(22) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
(23) 隣保館に要する経費が多額であること。
(24) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
(25) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
(26) 公害対策に要する経費が多額であること。
(27) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
(28) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

七十五　地方大学・地域産業創生交付金に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
七十六　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(2) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(3) 地震対策に要する経費が多額であること。
(4) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(5) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
(6) 出稼者対策に要する経費が多額であること。
(7) へき地における医師確保のための経費が多額であること。
(8) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
(9) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(10) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
(11) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(12) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(13) ダム対策に要する経費が多額であること。
(14) 緊急消防援助隊による消防の応援を受けたため、特別の財政需要があること。
(15) 災害の画像情報を伝送するためのシステムの運営に要する経費が多額であること。
(16) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の譲渡線工事に係る利子補給を行うため、特別の財政需要があること。
(17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19) ため池があるため、特別の財政需要があること。
(20) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
(21) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
(22) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
(23) 隣保館に要する経費が多額であること。
(24) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
(25) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
(26) 公害対策に要する経費が多額であること。
(27) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
(28) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。